

労働・助成金情報 特急便

第 144 号 (2025 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

令和 7 年 4 月から介護離職防止のために、会社は仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備、会社が従業員に情報提供と個別の周知、意向確認をすることが義務になります。

会社はどのような雇用環境整備をするのか、どのような内容を従業員に情報提供をするのか、そして個別で周知する内容と意向確認の際の注意点を確認します。

会社の対応～雇用環境の整備～

会社が講ずる措置

介護休業や両立支援制度を利用しやすい環境を作る

会社は、下記の①～④の中からいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口の設置**）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者への介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

（注意）研修の実施は定期的に行い、資料の配布や掲示のみでは研修を実施したことにはなりません。

会社の対応～情報提供～

介護に直面する前の早い段階での情報提供

介護休業や介護両立支援制度の理解と関心を深める

＜実施時期＞

情報提供時期は①②のいずれかで行う。

- ① 従業員が 40 歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1 年間）
- ② 従業員が 40 歳に達する日の翌日（誕生日）から 1 年間

＜情報提供の方法＞

- ①面談（オンライン面談も可能） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

＜情報提供事項＞ 介護休業給付金については、次回詳しく紹介します。

- ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- ② 介護休業・介護両立支援制度の申出先
- ③ 介護休業給付金に関すること（休業開始時賃金日額×67%が支給。上限あり）

<情報提供する制度の内容>

- ・介護休業
- ・介護休暇（年5日）
- ・所定外労働の免除
- ・時間外労働の制限
- ・選択的措置義務
- ・深夜業の制限

*詳細は、『労働・助成金情報特急便 第140号（2024.9月）』と
会社の育児・介護休業規程をご確認ください

さらに望ましい
+
・介護保険制度
・会社独自の制度

*努力義務のテレワークを導入している場合は、テレワークについても情報提供の事項に入ります。

選択的措置義務とは

会社には、短時間勤務・フレックスタイム・時差出勤・介護費用の助成、のいずれかを利用できる措置を講ずる義務があります。会社で利用できる制度を就業規則で確認して下さい。

会社の対応～個別の周知と意向確認～

介護に直面した旨の申出をした従業員に対する個別の周知・意向確認

利用できる制度などを周知して、制度の利用をどのようにするのか確認する

<周知事項>

- ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- ③ 介護休業給付に関する事

<利用できる制度の内容>

- ・介護休業
- ・介護休暇（年5日）
- ・介護保険制度
- ・所定外労働の免除
- ・時間外労働の制限
- ・会社独自の制度
- ・選択的措置義務
- ・深夜業の制限

*努力義務のテレワークを導入している場合は、テレワークについても利用制度の事項に入ります。

介護をしている間は、介護休暇・所定外労働の免除・時間外労働の制限・深夜業の制限が可能です。

（注意）取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

<個別周知・意向確認の方法>

- ①面談（オンライン面談も可能）
 - ②書面交付
- のいずれか

*従業員が希望した場合のみ、FAX、電子メール等の方法が可能です。

（注意）電子メールの場合は、従業員がメールから出力して書面作成できるようにします。